

一般廃棄物処理手数料の改定について

1 今回の改定において対象とするごみ等

(1) ごみ等

ア 特定料金

事業活動に伴い排出されるごみ等で市が収集、運搬、及び処分するもの

イ 臨時料金

臨時に一般家庭から排出されるごみで、かつ、市長が指定する処理施設に直接搬入するもの（家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物を除く）

ウ 搬入料金

事業活動に伴い排出されるごみ等で市長の指示する処理施設へ直接搬入するもの

(2) し尿

ア 定額料金

一般家庭で世帯の把握ができるもの

イ 従量料金

定額料金によることが不相当と認められるもの

(3) 動物の死体

ア 畜産農業に係る以外のもの

(4) 産業廃棄物

ア 本市が処理する産業廃棄物を市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき

2 処理原価の対象となる経費

物件費（運営費、維持管理費、維持補修費等）、人件費、減価償却費

※令和3年5月に環境省から発出された「一般廃棄物会計基準」の原価計算書において対象費目としているものに準拠。

3 処理原価の算定方法

令和6年4月に平塚市が改定した「使用料、手数料の算定基準」に基づき、処理件数については過去3か年の処理件数（処理量）の平均値を、人に係るコストは前年度の決算状況を用いており、基本的に以下の方法により算定している。

(1) 収集運搬に要する処理原価

収集運搬に係る経費をごみ、し尿の収集量で除したもの。

(2) 処分に要する処理原価

焼却、破碎等の処分に係る経費をごみの処分量で除したもの。

4 処理原価に対する負担割合の考え方

(1) 平塚市が定める「使用料、手数料の算定基準」の考え方

- ・手数料は、地方自治法第227条の規定により、「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収することから、その性質別負担割合は、原則として100%とする。
- ・急激な利用者の負担にならないよう配慮するため、激変緩和措置を講じ、基本的に現行料金の概ね1.5倍を上限とする。

(2) 過去の廃棄物対策審議会における答申

ア 事業ごみ

- ・事業者に対するごみ等の手数料は、排出者責任を明確にするために処理費用に見合った額とする旨の答申が出される。【平成24年度答申】
- ・施設の実績が3年程度整った段階で、改めて処理原価を算定し、検討することが望ましい。【平成27年度答申】
- ・事業者の排出抑制を図る点から、処理原価に近づけることが望ましい。【平成27年度答申】
- ・事業活動に伴い排出されるごみの量は年々増加しており、その処理コストも比例していくことが十分に考えられる。排出者責任を明確にし、ごみの減量化に対する動機付けとなる点からも処理原価相当の金額に改定することが望ましい。【令和元年度答申】

イ 家庭ごみ

- ・処理手数料を据え置くことは、将来の値上げ幅に影響するので、近隣市の状況や激変緩和措置を踏まえて、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。【平成27年度答申】
- ・現行処理手数料は、回収率が5割という状況である。受益者負担の点からも、近隣市との均衡を勘案し、激変緩和措置を踏まえ、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。【令和元年度答申】

ウ し尿

- ・下水道への接続については、地理的・人為的なことを背景に困難な場合がある一方、現行の処理手数料が安価であることから、あえて接続を希望しない者もあると聞く。そうした認識を払拭し、かつ、税の公平性を担保するためには、平成24年度答申を踏まえた計画的な見直しが必要である。【平成27年度答申】
- ・平均的な一般家庭の下水道使用料を負担の目安とし、それを超えない範囲で近づけるべきである。処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、段階的に処理原価に近づけることが望ましい。【平成27年度答申】
- ・従量料金についても、受益者負担の点から処理原価相当の金額に改定することが望ましい。【令和元年度答申】

エ 動物の死体処理

・この手数料は、通常のごみ処理手数料と違い、愛玩動物を飼育している市民のみが対象である。民間同業者の状況及び受益者負担の観点から、この手数料は、処理原価に近づけた額にするべきであるとする。【平成21年度答申】

・負担割合に大きな差が見られる。また、愛玩動物については飼育者が限られており、相応の負担を求めることは公平の点から必要である。【平成24年度答申】

・飼育者が限られており、相応の負担を求めることは税の公平性の点から必要である。処理手数料については、処理原価に近づけることが望ましい。【平成27年度答申】

5 処理コストの計算

(1) ごみ処理（処分）

経費	処理量	処理原価
2,005,711,983 円	67,399 トン	298 円/10kg

(2) ごみ処理（収集、運搬）

経費	処理量	処理原価
1,373,515,116 円	48,170 トン	285 円/10kg

(3) し尿「定額制」

水道の標準使用量（月20立方メートル）を平塚市公共下水道使用料条例に基づく下水道料金を援用し以下のように算出。

・計算式：（1か月排水量×単価－速算控除額）×消費税＝公共下水道使用料

・算定：（20立方メートル×99円－130円）×1.1＝2,035円①

・平塚市における1世帯あたりの平均人数は2.21人・・・・・・②

（令和5年12月1日現在の人口、世帯数を基に算出）

・以上から①÷②により約921円と算出・・・・・・③

・令和元年度答申の「平均的な一般家庭の下水道使用料を目安とし、それを超えない範囲での金額に近づけていくことが必要である。激変緩和措置を踏まえ、処理手数料については、その金額相当が望ましい。」とする点を踏まえ、処理原価を921円と設定。

経費	処理量	処理原価
—	—	921 円/月・人

(4) し尿「従量制（事業所）」

経費	延べ収集量	処理原価
4,551,608 円	156,663L/年	29 円/L

(5) し尿「従量制（その他）」

経費	延べ収集量	処理原価
2,113,123 円	35,797L/年	59 円/L

6 処理コストの計算（委託料上昇率）

(1) 臨時料金「収集運搬処分」

R1～R5	R6～R10	上昇率
145,200,000 円	154,990,000 円	1.07

(2) 動物の死体処理

R1～R5	R6～R10	上昇率
115,020,000 円	123,200,000 円	1.07

※委託料に人件費、収集運搬車両経費一式、現場管理費等を含む

7 処理手数料の改定案

区分		単位	処理原価	現行料金	改定案	改定率	処理原価に対する負担割合
特定料金							
	事業活動	円/kg	58	55	58	105%	100%
臨時料金							
	収集・運搬 処分	円/m ³	9,089	3,000	3,500	117%	39%
		円/kg	153	30	33	110%	22%
	直接搬入	円/10kg	298	220	290	132%	97%
搬入料金							
	事業活動	円/10kg	298	280	290	104%	97%
し尿							
定額料金	一般家庭	円/月・人	921	700	900	129%	98%
従量料金	事業者	円/L	29	24	29	121%	100%
	事業者以外	円/L	59	13	19	150%	32%
動物の死体処理							
	収集・運搬	円/1体	18,359	12,000	13,000	108%	71%
	直接搬入	円/1体	10,919	7,000	7,500	107%	69%
産業廃棄物							
	直接搬入	円/10kg	298	250	290	116%	97%